

建築法制委員会の 調査研究活動

「市場主義」における建築法制を考える

建築法制委員会の環境

★現代の潮流（調査研究の前提）

★「福祉国家」から「小さい政府」へ

➤政府の失敗、社会主義の破綻 → 市場主義

★「事前規制型」から「事後監視・救済型」（司法改革）

★建築法制委員会の調査研究領域

★膨大な課題、「艦隊編成」が不可能

★資格制度の変更。単位取得不可欠 → 研究者増大

★市場主義の失敗（規制強化と緩和、そして混乱）

建築法性委員会の調査研究領域

1. 建築基準法の第1章(規制対象、規制手段、執行体制等)(第2章は除外。各調査研究委員会依存)
2. 第3章(集団規定)(両者の成果は大会協議会で報告)
3. 「建築法規用教材」の出版。毎年の改正追跡

組織的継続的には、着手困難な重要な対象

- ★ 契約法、不法行為法(民法)等
- ★ 「品確法」「履行確保法」
- ★ 景観三法、「まちづくり」関係法
- ★ 各種助成法(耐震改修、高齢化対策、ストック対策)
- ★ 資格法、業法 ← 必要性疑問視

予防から救済へ？

- ★ 予防は救済に勝る（工学領域の経験）
 - 特に人身損害の救済は不可能
 - 慎重な政策選択が必要（調査研究が基礎）
- ★ 政府依存（規制／助成）は無責任を生む
- ★ 市場に委ね、専門家に責任を課す
 - 責任を取れる資力の確保が困難

人口の減少、都市の衰退、経済危機、等

→ 解決困難な課題多数。

法制度の研究人口増大を期待